

平成25年度 千代田町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成25年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況(平成25年4月1日付) (単位:人)

区分	課長昇任	課長補佐昇任	係長昇任	新規採用
人数	0	1	3	6

(2) 職員の離職状況(平成24年4月1日～平成25年3月31日) (単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
退職者数	2	2	3	0	0	0	7

(3) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
	平成24年度	平成25年度				
一般行政	議会	2	2	0	退職不補充	
	総務	22	21	△ 1		
	税務	10	10	0		
	民生	19	21	2		園児数の増加による保育士体制の強化による
	衛生	8	8	0		
	労働	0	0	0		
	農林水産	6	6	0		
	商工	2	2	0		
	土木	6	6	0		
小計	75	76	1			
教育	24	22	△ 2	時限業務の終了に伴い職員を配置換えしたことによる		
公営企業 等会計	水道	3	3	0		
	下水	2	2	0		
	その他	7	7	0		
合計	111	110	△ 1			

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成24年度普通会計決算)

歳出額 A	人件費 B	人件費比率 (B/A)
千円	千円	%
4,521,763	821,124	18.2

(2) 給与費の状況(平成24年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
98	346,323	45,733	120,085	512,141	5,226

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	41.5歳	311,700円
技能労務職	—	—
教育職	41.7歳	281,400円

(4) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在) (単位:円)

区分	千代田町	群馬県	国	
一般行政職	大学卒(上級)	172,200	177,300	163,987 (172,200)
	高校卒	140,100	143,400	133,418 (140,100)

※国欄における数値の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成25年度)

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
37時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで

(2) 年次有給休暇(平成25年)

平均取得日数	取得率
5.9	15.6%

(3) 特別休暇

種類	期間	対象
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	
裁判員等として裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間	
骨髄等の提供者となる場合	必要と認められる期間	
ボランティア活動に参加する場合	5日以内	
結婚する場合	連続する5日以内	
産前の場合	産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内	
産後の場合	産後8週間まで	
保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内(やむを得ない場合は連続取得可)	生後1年に達しない子
妻が出産する場合	2日以内	
育児参加をする場合	5日以内	産後8週間以内の子又は小学校就学前の子
子の看護をする場合	5日以内	小学校就学前の子
親族が死亡した場合	配偶者・父母 7日、子5日、祖父母3日等	
父母を追悼する場合	1日以内	
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から9月の期間内における原則として連続する3日以内(週休日及び休日を除く。)	
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日以内	
災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間	
災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	

(4) 育児短時間勤務の状況(平成25年)(単位:人)

	男	女	計
育児短時間勤務	0	0	0

(5) 介護休暇の取得状況(平成25年)(単位:人)

	男	女	計
介護休暇	0	0	0

(6) 病気休暇の取得状況(平成25年)(単位:人)

	男	女	計
病気休暇	1	1	2

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業の取得状況(平成25年度)(単位:人)

	男	女	計
育児休業	0	3	3

(2) 自己啓発等休業の取得状況(平成25年度)(単位:人)

	男	女	計
自己啓発等休業	-	-	-

※制度なし

(3)配偶者同行休業の取得状況(平成25年度)(単位:人)

	男	女	計
配偶者同行休業	-	-	-

※制度なし

(4)大学院就学休業の取得状況(平成25年度)(単位:人)

	男	女	計
大学院就学休業	-	-	-

※制度なし

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1)分限処分者数(平成25年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃等により過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0

(2)懲戒処分者数(平成25年度)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1)営利企業等の従事の状況(平成25年度)

申請件数	承認件数
4	4

※内容はいずれも消防団活動によるものです

(2)職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

地方公務員法第35条において、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、職務専念義務を免除することができますとされています。本町では、職務に専念する義務の特例に関する条例において、①研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合(各種検診)、③町長が特に定める場合と定めています。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)職員の研修の状況(平成25年度)

研修名	修了者(人)	備考
新規採用職員研修	6	群馬県町村会
町村一般職員研修	6	群馬県自治研修センター
係長研修	2	群馬県自治研修センター
法制執務研修	4	群馬県自治研修センター
OJTスキルアップ研修	1	群馬県自治研修センター
「財務諸表の見方」研修	1	群馬県自治研修センター
タイムマネジメント研修	1	群馬県自治研修センター
メンタルヘルスマネジメント実践研修	1	群馬県
地域課題合同研修	4	千代田町・大泉町・邑楽町・明和町・板倉町・館林市合同
普通救命講習(AED)	25	町単独実施
新採用職員研修	6	町単独実施
新入社員セミナー	6	日本電信電話ユーザ協会
人事評価実務研修	2	群馬県町村会
面接試験技法研修	2	群馬県町村会
法制執務研修	13	町単独実施
作業用機械取扱講習	7	町単独実施
メンタルヘルス研修	71	町単独実施
クレーム電話対応研修	3	日本電信電話ユーザ協会
情報漏えい事故対策研修	93	町単独実施

(2)勤務成績評定の実施状況

①評定の基準日及び対象期間

評定の種類	基準日	対象期間
定期評定	毎年10月1日	4月1日から当該年度の9月30日まで
特別評定	実施責任者が指定する日	実施責任者が指定する日
条件付採用期間評定	条件付採用期間の開始した日から4月経過した日	条件付採用期間の開始した日から4月経過した日まで

②被評定者及び評定区分

被評定者	評定者
課局長	副町長
課長補佐・係長 一般職	課局長

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の実施状況(平成25年度)

種別	受診者(人)
定期健康診断	79
胸部レントゲン検査	75
人間・脳ドック	44
胃ガン検診	1
大腸ガン検診	1
子宮ガン検診	3
前立腺ガン検診	1
乳ガン検診	1
骨密度検診	10

(2)労働災害補償の状況(平成25年度)

区分	件数
公務災害	1件
通勤災害	0件
計	1件

(3)その他福利厚生(平成25年度)

人間ドック助成、職員親睦会への補助

職員親睦会への町補助金の状況

項目	金額等
①職員親睦会に対する補助金額	460千円
②会員による掛金等の額	2,313千円
③公費負担率 ①/(①+②)	16.6%
④会員1人当たりの補助金額 ①/会員数(137人)	3,358円

(4)利益保護の状況(平成25年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置要求の状況	0件
不利益処分に関する措置の要求の状況	0件
職員からの苦情相談の状況	0件